

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（平成31年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター		
所在地	静岡市葵区常盤町3丁目3番9号	設立年月日	昭和56年10月29日
代表者	理事長 森川 進	県所管課	健康福祉部 衛生課
設立に係る根拠法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3		
団体の沿革	昭和56年10月29日に「財団法人静岡県環境衛生営業指導センター」として設立、平成13年1月6日から名称を「財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」に変更し、さらに平成25年4月1日に「公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」となり、現在に至っている。		
運営する施設	静岡県生衛会館（自己所有）		
団体ホームページ	http://www.seiei.or.jp/shizuoka/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県生活衛生同業組合13団体	3,000	54.5
静岡県	2,500	45.5
基本財産(資本金)計	5,500	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	3
うち県OB	1	うち県OB	1
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	30	非常勤職員	0
役員計	31	職員計	3

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

この法人は、静岡県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

生活衛生関係営業者に対する指導・相談、標準営業約款に関する営業者の登録、生活衛生関係営業に関する情報及び資料の収集・提供等の団体の設立目的を達成するために必要な事業を行う。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	県民の日常生活に密接に関係する生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興により、衛生水準の維持・向上を図ることは、公衆衛生上、極めて重要であって、かつ、利用者や消費者の利益に適うものであり、現在の社会経済状況においても事業実施の重要性が認められる。
行政施策と団体活動 との関係（役割分担）	生活衛生営業者（以下、生衛業者）に対し密接かつ専門的な知識を有する当法人による各種事業を通じて、生衛業者を経営の健全化や振興の面から指導・支援し、衛生水準の維持向上を図っている。
民間企業や他の団体 との関係（役割分担）	経営の健全化及び振興の点から実施する生活衛生関係営業の衛生水準の維持・向上に関する事業に指導・支援できる団体は他にない。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	H30 決算	R1 予算
県補助	生活衛生関係営業衛生確保等指導事業	経営指導員を配置して、生活衛生営業者に対する相談指導事業等を実施	23,099	23,978
県補助	生活衛生関係営業対策事業	生活衛生同業組合12組合の活動費助成、営業者向け各種研修事業、外部評価による効果検証事業の実施	11,000	11,000
県補助	公衆衛生活動事業	融資制度の周知、普及、経営指導員等の研修、センター事業の広報事業を実施	1,470	1,470
県委託	生活衛生営業指導業務委託	保健所による監視指導を補完するため、県の委託により、営業施設の構造設備・衛生管理に関する巡回相談、技術指導を実施	669	669
その他委託	景気動向等調査事業	経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、景気動向等の調査を実施	313	700
その他委託	経営状況調査事業	経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、企業の経営状況の調査を平成24年度から実施	281	900
自主事業	標準営業約款登録事業	標準営業約款登録制度の運営と普及	112	190
自主事業	クリーニング師等研修事業	クリーニング業法に基づき、全国生活衛生営業指導センターが県の指定を受けて実施するクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習会の運営の一部を全国センターの委託を受けて実施	969	910
合 計			37,913	39,817

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	H28	H29	H30	評価	
生活衛生関係営業施設数(件)	21,146	20,922	20,853	B	20,732 (R1)
	20,922	20,853	20,732		
生活衛生営業に対する相談指導件数(件)	500	535	405	B	390 (R1)
	365	349	393		
営業指導員による指導業務の実施状況(件)	1,950	1,900	1,900	A	1,900 (R1)
	1,950	1,910	1,912		
標準営業約款登録事業店舗合計数(件)	1,844	1,348	1,323	B	1,316 (R1)
	1,348	1,323	1,316		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	生活衛生営業施設は、社会情勢の変化に伴い減少傾向にあるが、県民生活に不可欠なサービスを提供する重要な役割を果たしており、その経営の健全化や衛生水準の維持、消費者の利益擁護等を推進するため、当センターによる支援を着実に進めていく。相談指導件数は、生活衛生営業施設向けに融資制度の周知や、経営改善に向けた指導等に、きめ細かく取り組んだ。	○	県からの補助・委託事業については、計画の段階から県と連携を図り、適正に執行している。生営施設数や約款登録店舗数は全国的に減少傾向にあるなか、現状維持を目標として取り組み、概ね水準を維持している。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>生活衛生営業指導センターは、生衛法第57条の3第1項による指定を受けた法人であり、生活衛生関係営業の衛生施設の維持・改善向上及び経営の健全化についての相談・指導、生衛業の利用者又は消費者からの苦情を処理し、当該苦情の営業者及び組合を指導し、標準営業約款の登録、生衛業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はその斡旋を行い、生衛業に関する情報又は資料を収集し、提供するなどの事業(主に補助事業)を行なっている。</p> <p>県民の日常生活に密接に関係する生活衛生関係営業について、上記の事業は、公衆衛生上極めて重要であり、利用者や消費者の利益に適うものである。</p> <p>このため、当センターは公益性が高く、その事業の必要性は認められると判断する。</p>	○	<p>生活衛生関係営業は地域住民の生活に密着した業界で、生衛業者は経営基盤の脆弱な中小零細業者が多く、経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るための支援を行う団体として、不可欠である。また、本財団の業務は公益性が高く、民間での業務の実施は非常に困難であり、必要性は高いと判断する。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
外部評価委員会での事業効果の測定も踏まえた事業の見直し	<p>消費者からのニーズ・意見等を把握するため、生衛業と消費者の懇談会等を実施する。(平成24年度～)</p>	<p>毎年特定の業種について、利用者との意見交換会を実施している。平成30年度は鮭商組合で実施した。</p>
	○ <p>生衛業の健全化、衛生水準の確保・向上のため、保健所等の行政機関及び関係機関等との推進会議等を開催する。(平成26年度～)</p>	○ <p>毎年10月に推進会議を実施し、県庁職員も参加している。</p>
	<p>後継者育成のため、出前講座に美容組合を追加する。(平成28年度～)</p>	<p>鮭商、料理業、理容、美容業の4業種で出前講座を実施している。</p>

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	評価	備考（特別な要因等）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-1,372	-1,105	-1,076	C	・研修事業の実施 ・高圧受変電設備改修
	経常損益 (a+b-e-f)	-1,372	-1,105	-1,076	C	
	公益目的事業会計	-424	-450	-505	—	
	収益事業等会計	157	336	179	—	研修事業の実施、高圧受変電設備改修
	法人会計	-1,105	-991	-750	—	
	剰余金	9,986	10,499	11,017	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	主な増減理由等	R1 予算	
資産の状況	資産	141,662	141,287	140,059		-
	流動資産	11,764	13,202	13,477		-
	固定資産	129,898	128,085	126,582	減価償却、退職給与引当による減	-
	負債	3,116	3,847	3,695		-
	流動負債	1,778	2,703	2,460		-
	固定負債	1,338	1,144	1,235		-
	正味財産/純資産	138,545	137,440	136,364		-
	基本財産/資本金	5,500	5,500	5,500		-
	剰余金等	9,986	10,499	11,017		-
	運用財産	123,059	121,441	119,847	減価償却による減	-
収支の状況	事業収益 (a)	44,241	41,941	43,862		44,692
	うち県支出額	33,715	33,150	35,258		36,137
	(県支出額/事業収益)	(76.2%)	(79.%)	(80.4%)		(80.9%)
	事業外収益 (b)	60	21	46		40
	うち基本財産運用益	5	1	1		1
	特別収益 (c)	0	0	0		0
	うち基本金取崩額	0	0	0		0
	収入計 (d=a+b+c)	44,301	41,962	43,908		44,732
	事業費用 (e)	45,673	43,067	44,984		46,226
	うち人件費	19,142	18,179	20,300		20,978
	(人件費/事業費用)	(41.9%)	(42.2%)	(45.1%)		(45.4%)
事業外費用 (f)	0	0	0		0	
特別損失 (g)	0	0	0		0	
支出計 (h=e+f+g)	45,673	43,067	44,984		46,226	
収支差 (d-h)	-1,372	-1,105	-1,076		-1,494	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

平成30年度の実績として、全国センターからの委託事業（景気動向調査、経営状況調査、標準営業約款登録、クリーニング師研修）については、合計で1,081千円の収益を計上した。また、書庫として利用していた3階の部屋を、平成29年7月から静岡県美容業生活衛生同業組合（平成30年12月からは静岡県鮎商生活衛生同業組合）に月額25千円（年間300千円）で賃貸を開始したが、さらに入居組合の移動に伴い、5階の部屋の家賃を平成30年12月から月額3千円値上げした。さらに、静岡生衛会館にかかる経費（火災保険料）を見直して65千円の節減をした。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

団体の設立目的を踏まえ、生衛組合や指導センター職員の情報収集・資質向上を目的とした研修事業や、生衛業の活性化や次代を担う若者に対する生衛業への理解と就業支援の促進を目的とした後継者育成支援事業といった収益を見込めない事業を推進したこと。また、平成30年5月に高圧受変電設備改修工事（345,600円）を実施したため。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>フローでは、経常損益が毎年マイナスになっているが、その主な原因は、建物等の所有にかかる減価償却費の計上のためである。</p> <p>一方でストックの状況を見ると、資産が140,059千円に対し、負債は3,695千円で、正味財産（136,364千円）に余裕があることから、経営の健全性は保たれていると判断する。</p>	△	<p>経常損益のマイナスについては、自己所有の建物減価償却費を原因としていることから、現在の経営に即座に影響するものではない。また、公益目的事業という性格上、市場価格より安価な家賃設定、管下生衛組合の大幅な組合員減少による組合財政逼迫のなか減価償却費を加味した負担の要請が難しいところがある。</p> <p>一方、火災保険料の見直し等経費削減に努めており、赤字額は毎年縮減してきている。</p> <p>今後も支出の抑制等により赤字額の縮減を目指すよう指導していく。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 （経営健全性に係るもの）	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
財務内容の健全化	○ 「標準営業約款登録事業」の登録者の増加を図るため、公告等広報活動を実施している。（平成24年度～）	△ 「標準営業約款登録事業」の登録者は減少を続けているため、今後も継続的な広報活動が必要と考える。
〃	○ 生衛会館施設利用改善を図り、平成29年7月から入居者が1組合増加した。また、平成30年12月から美容組合の家賃を値上げした。	○ 平成29年7月の美容組合の入居に伴い空き部屋はなくなった。家賃の見直しのより収入が増加した。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p><経営改善について></p> <p>①収益事業等会計の部分で黒字額を増加するように、その他委託事業や自主事業などの収益力を向上する。</p> <p>②法人会計の支出を抑制するため、今後とも経費削減に取り組む。</p> <p><今後の展望について></p> <p>生活衛生関係事業者を取巻く経済環境の変化や消費者・利用者の消費動向等の変化を的確に把握し、引き続き行政や関係団体と連携して生衛業者の振興に取り組む。</p>	<p>支出の削減や委託事業や自主事業での収益力向上努力により、赤字額は縮小傾向にある。</p> <p>しかしながら、現在の事業内容ではこれ以上の収益が望めないため、新たな収益事業の実施等の収益増加に関する検討を指導する。</p> <p>また、事業内容の見直しにより、事業の効率性を高め、来年度以降の支出額を縮減する予定。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>①平成30年12月から、美容組合の家賃を月額3千円値上げしたため収入の増加が見込まれる。また、全国センターの委託事業において、アンケートの回収率を高めて収益増加に努める。</p> <p>②支出抑制のため、引き続き事務の見直しと効率化により、経費の削減に取り組む。</p>	<p>家賃の見直しによる収入増や、火災保険料の見直しによる支出減など、赤字縮減に向けた努力は認められる。赤字額自体も高額ではないため、引き続き事業の見直し等による努力を継続し、黒字化を目指すよう求めていく。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H28	H29	H30	R1	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
常勤職員数	3	3	3	3	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
県支出額	33,715	33,150	35,258	36,137	
補助金	33,046	32,481	34,589	35,468	
委託金	669	669	669	669	
その他	0	0	0	0	
県からの借入金	0	0	0	0	
県が債務保証等を付した債務残高	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	公益財団法人として、国や静岡県等の指導により、定員管理に努めている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤役員は1名しかおらず、公募により、県OBが就任している。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	—	職員に県からの派遣職員はいない。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	—	職員に県からの派遣職員はいない。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	補助事業は、生活衛生関係事業者の経営健全化及び衛生水準維持のため必要不可欠である。法人の主たる自主財源は会費収入であるが、法人の自主財源のみでの生活衛生関係事業の効果的な実施は不可能である。 委託事業は、保健所職員の監視指導のうち権限の伴わない指導業務であり、効率的な衛生水準の維持に不可欠である。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	○	○	学識経験者等から構成される委員会を開催し、提案された意見や評価を基に、各種事業に反映。	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の問題は、生衛業者に即関することなので、緊急に勉強会を取り入れてもらいたい。 ・経営特別相談員研修事業について、アンケートでは「参考にならなかった」とあるが、どうしてなのか原因がわかればよい。「非常に良かった」がないと意味がない。
利用者アンケート	○	—	経営セミナー、研修会等参加者を対象に実施し、随時セミナー等の内容に反映。	<ul style="list-style-type: none"> ・職業柄この手の書は相当読み込んできましたが、本講座は実践が伴い、大いに勉強になった。実際に声を出したりすることに恥ずかしさがあったが、これを機に払拭し、実践して何とか習得したいと思った。 ・今日はカルシウムや食事のバランスなどの勉強になりました。これから社会に出たらこのようなことを思い出して頑張りたいと思います。
利用者等意見交換会	○	○	消費者目線に立脚した営業に対応するため、消費者団体等との勉強会を開催し、随時情報を発信。	<ul style="list-style-type: none"> ・組合として活動されることで消費者に安心なことが多いので、是非拡大をしていって欲しい。 ・カウンター寿司は高いというイメージで、なかなか利用できませんが、今日のお話で考えが少しですが変わりました。 ・身近に意見交換ができて良かった。寿司の知識が増えました。
その他 ()				

○:実施している／公表している —:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

外部評価委員会において、改善点等の指摘を受けた点について、平成25年度以降、消費者団体との勉強会の場を設け、消費者の意見を集約し情報発信している。また、組合からの要望等を踏まえ、ITセミナーのメニューを毎年工夫することで、参加者の利便性を高めている。